

主要渡航先の日本人入国制限について

2020年6月22日現在

1	アメリカ	3月21日に米国疾病予防管理センター(CDC)が新型コロナウイルスに関する日本の旅行健康情報をレベル3(不要な渡航延期勧告)に引き上げたことにより、日本から米国への入国者は、入国後14日間、自宅等で待機の上、健康状態を観察し、周囲の者と距離を置くこと(social distancing)が求められる。
	(ハワイ)	3月26日から、州外からの全渡航者(ハワイ州居住者を含む)に対し14日間の自己検疫を義務づけ、違反者には、5千ドル以下の反則金又は1年以下の禁固のいずれか若しくは両方が科される。
	(グアム)	3月31日から、原則として、グアムに空路及び海路で入国する全ての者に対し、グアム政府指定の施設において14日間の強制隔離が行われる。他方、グアム居住者については、身分証等でグアム居住を証明できる場合、自宅での14日間の自主検疫措置が求められる。また、グアム非居住者は、入国日前1週間以内に実施されたPCR検査(鼻咽頭拭い)の陰性証明書でグアム政府が定める要件を満たすものを提示する場合、自身が予約したホテル等での14日間の自主検疫措置が求められる。
2	カナダ	外国人の入国を禁止する(空路・海路につき6月30日まで。乗務員、永住者、カナダ市民及び永住者の近親者(配偶者、被扶養子女、父母・里親、補助者等)、外交官等は除く。)。空路においては、カナダに入国する乗客及びカナダから出発する乗客に対し、搭乗前に健康確認の問診の他、体温検査の受検を義務付ける。検査不合格者は、搭乗を拒否され、航空券の再予約は検査から14日以降に可能となる。新型コロナの症状のある者の入国を禁止する。ただし、感染症状のある自国民及び永住権保持者の陸路及び海路での入国は許可する(空路は不可。) ・例外的に入国する全ての者に対し、症状の有無にかかわらず、宿泊先又は指定の施設での14日間の自主隔離を義務付ける。4月15日から、一部例外を除き、事前又は入国時に隔離場所を含め適切な自主隔離計画を提示できない場合には、公衆衛生庁が提供する施設での隔離を義務付ける。入国後の自主隔離場所までの移動時にはマスク又は口を覆う物の着用を義務付ける。また、入国者は、65歳以上の高齢者や基礎疾患がある者等の脆弱な人々との接触を禁止する。違反した場合には最大で罰金75万加ドル、禁固刑6か月の両方又はいずれかの罰則が科される。
3	ブラジル	2020年5月22日より30日間、外国人はブラジルに入国不可。但し入国制限は以下には適用されません。1.ブラジル国民、2.ブラジルに居住許可を持つ外国人、3.国際機関で働く外国人専門家、4.ブラジル政府が認めた外国人労働者、5.ブラジル国民の家族、6.公共の利益のためにブラジル政府から特別に入国許可を受けた外国人、7.国民出入国登録カード(Registro Migratório Nacional、一般に「レッドカード」として知られている)を保持する外国人、8.貨物輸送従事者。3月19日ブラジル政府は、アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、ガイアナ共和国、フランス領ギアナ、パラグアイ、ペルー、スリナムとの国境を閉鎖すると発表しました。但しブラジル国民は入国が可能です。ベネズエラとの国境は閉鎖されています。
4	韓国	全ての入国者に対して、健康状態質問書と特別検疫申告書の作成、入国場検疫での発熱チェック、韓国国内滞在住所及び連絡先(携帯電話)の提出と、自己診断アプリのインストール等を求める措置を実施する。また、4月1日以降、全ての入国者は原則として14日間、自宅又は施設にて隔離する。隔離施設利用時の費用は本人負担とする。
5	中国	中国訪問について、15日以内の滞在であれば査証を免除する措置を全て一時的に停止する。 3月28日から、これまでに発行された有効な訪中査証及び居留許可証による外国人の入国を暫定的に停止する。今後新たに取得する査証での入国は可能であり、6月17日から、東京の大使館及び名古屋総領事館において、経済貿易・科学技術・人道主義等の理由に限り、現地外事弁公室の招待状の事前取得など条件付きで査証発給を再開する。(APECビジネス・トラベル・カードを有する外国人の入国も暫定的に停止する。外交、公務、礼遇、C(乗務員)の査証を有する者の入国は影響を受けない。)
6	香港	4月8日から、航空機で香港国際空港に到着する全ての無症状の入国者は、シャトルバスで検体受付センターに直行し、喀痰を提出することを義務づける。4月22日から、検体受付センターで喀痰を提出した後、午前中に到着する者は結果判明まで(8時間以上)同センターに待機することが求められる。午後又は夜間に到着する者は、シャトルバスでリーガル・オリエンタル・ホテル内の検査結果待機センターに移動し一泊することが求められる。検査結果が陰性の場合、自身で手配した手段で速やかに滞在先に行き、14日間の強制検疫に入るが、自宅検疫中の指定日に再度喀痰を採取し、それをその日の午前中に指定クリニックに配送しなければならない。検査結果が陽性の場合、入院、併せて濃厚接触者である同乗者は政府指定の検疫センターに収容される。4月8日から、過去14日以内に湖北省に滞在歴がある者で、深圳湾入境ポイント、港珠澳大橋入境ポイントから入境する者は、強制自宅検疫中に喀痰を採取し、それを同日午前中に指定クリニックに配送しなければならない。
7	台湾	6月22日から、短期のビジネス関係者に対する水際措置について以下のとおり一部緩和する予定。 【条件】①台湾滞在日数が3か月以内であること ②ビジネス目的(検品、アフターサービス、技術指導・研修、契約等)であること ③感染リスクが「低い」国/地域(低感染リスク国/地域)、又は「やや低い」国/地域(低中感染リスク国/地域)からの渡航者であること ④搭乗前14日以内に「低い」又は「やや低い」以外の国/地域への渡航歴がないこと ⑤受入機関の関連証明書類、搭乗前3日以内のPCR検査陰性証明、訪台中の行程表、防疫計画書を提出すること 【対象国・地域及び緩和措置】①低感染リスク国・地域: NZ、豪州、マカオ、パラオ、フィジー、ブルネイ、ベトナム、香港、タイ、モンゴル及びブータン → 入境後5日間防疫ホテル滞在後、PCR検査、結果陰性の場合、入境後21日間の自主健康管理(注)への変更申請が可能となる。 ②低中感染リスク国・地域: 日本、韓国、マレーシア、シンガポール → 入境後7日間防疫ホテル滞在後、PCR検査、結果陰性の場合、入境後21日間の自主健康管理への変更申請が可能となる。 (注)自主健康管理とは、各自に以下の行動を求めるもの。①毎日自ら検温すること、②現地衛生当局にSNSで健康状況を報告すること、③外出時はマスクを着用すること、④毎日の行動・接触歴を記録すること、⑤日程表に記載されたおりの限定的ビジネス活動に従事すること及び⑥公共の場所への出入りを極力自粛すること ・全ての国からの渡航者は、14日間の自宅検疫の対象となり、自宅又は指定地点からの外出、公共交通機関の利用が認められない(従わない場合は罰則あり。。「自宅検疫」中、所轄の里長(町内会長)等が毎日1、2回電話で対象者の健康状態を確認する。 5月4日から、(在宅検疫先となる)自宅等に、①65歳以上の高齢者、6歳以下の子ども、慢性疾患患者のいずれかがいる場合、あるいは、②在宅検疫者が単独で使用できる個室(トイレ、浴室を含む)がない場合は、入境後に防疫ホテルに入らなければならない(従わない場合は罰則あり。)

8	タイ	非常事態宣言により、外国人の入国を原則禁止とする。ただし、労働許可証を有する外国人、外交団、国際機関の職員、政府の代表等に限る。健康証明書(出発の72時間以内に発行されたもの)及び出発地のタイ大使館/総領事館が発行するレター(労働許可証を有する外国人の場合のみ)の提示があれば、入国は可能
9	マレーシア	3月18日から、外国人渡航者の入国は原則禁止する(注:出国は可能。)。例外として、 ①5月17日から、MM2H(マレーシア・マイ・セカンド・ホーム)査証保有者の再入国を許可する。マレーシア入国後、以下の健康検査及び14日間の隔離を経ることが入国の条件となる。 ア. 出発前の所定のオンラインフォームの提出 イ. マレーシア到着前14日以内のPCR検査の陰性結果(PCR検査が実施できない場合の代替案をマレーシア政府が検討中。) ウ. マレーシア入国管理局長による再入国許可の取得(メールで申請) エ. クアラルンプール国際空港での健康検査の実施 オ. 自宅での14日間の隔離 カ. 回復のための活動制限令(RMCO)全規定の遵守 また、②6月10日から、主要又は技術的ポストにある企業職員・技能労働者・知識労働者及びその扶養家族・使用人の入国を許可する(いずれも現地駐在者が対象。国籍は問わない)。入国の条件は、入管からの入国許可の事前取得、マレーシア到着前3日以内のPCR検査の陰性証明、入国後14日間の自宅隔離等。その際は回復のための活動制限令(RMCO)の全ての規定を遵守する必要がある。
10	シンガポール	3月23日23:59から、短期滞在者(長期査証を有しない者)の入国及びトランジットを禁止
11	フィリピン	外国人を空港に連れていくためのスーパードライバー便は、運航を継続することが許可されます。 フィリピン政府は、2020年5月3日より1週間の間、フィリピンのすべての空港の国際線到着施設を一時的に閉鎖すると発表しました。 <日本からの入国制限および入国後の行動制限> ・3月22日より当面の間、全ての在外公館における新規査証発給を停止する。また、日本を含む査証免除対象国からの入国を停止する。発給済みの査証は、3月19日時点でフィリピン国内に滞在している者と駐在外交官の分を除き、無効となる。(ただし、フィリピン人の外国人配偶者・及び船舶・航空機の乗務員は除く。) ・入国時にPCR検査を受けるとともに、入国から14日間、検疫所に指定された検疫施設にて隔離期間を過ごす
12	インドネシア	外国人によるインドネシア入国及びインドネシアでのトランジットを原則禁止する。例外として一時滞在許可(KITAS)・定住許可(KITAP)を保持する外国人、外交・公用査証保持者、医療・食料関係者等は以下の条件にて入国を許可する。 ①各国の保健当局が発行した英文の健康証明書の所持 ②新型コロナウイルス非感染地域での過去14日間以上の滞在 ③インドネシア共和国政府によって実施される14日間の隔離を受ける用意があることの宣言 (注)PCR検査の結果が陰性であることを示す記載が必要。詳細は行動制限の項目を参照。 ・PCR検査の結果が陰性であることが記載された健康証明書を有する者は、入国時に空港での迅速抗体検査(Rapid Test)を行い、新型コロナウイルス感染症特有の症状がない場合でも、14日間の自主隔離が必要となる。健康証明書に該当の記載がない場合は、入国時にPCR検査を行い、結果が判明するまで指定されたホテルにおいて最大4日程度待機し、陰性の場合は14日間の自主隔離が必要となる。陽性が判明した場合は病院へ搬送される。
13	ベトナム	3月22日から、全ての国・地域からの外国人の入国を停止する。
14	イギリス	6月8日以降、英国への入国者は、到着前の48時間以内に、英国での滞在予定、滞在場所、連絡先等をオンライン登録し、入国時に登録済みフォームを提示する必要がある。また、英国到着後、上記フォームで申告した滞り場所において14日間の自己隔離を必要とする(医療従事者、空港で入国しない乗継客等を除く。)
15	フランス	5月25日から、シェンゲン協定国・EU圏以外の国・地域からの入国者並びにスペイン及び英国からの入国者に対し、自宅等での14日間の自主隔離を要請する(注:仏又は欧州の滞在許可証を保有する居住者及びその家族等を除き入国できない。スペインからの入国者については、上記措置が6月21日まで維持される。)
16	ドイツ	連邦内務省は各州に対し、ロベルト・コッホ研究所が示すリスク地域以外からの入国者には隔離義務を課す必要がないとの指針を提示。これを受け6月15日、同研究所は、新型コロナウイルスに感染するリスクが高い国のリストを公表。(6月17日現在、日本はリストに掲載されていませんが、随時更新されるため注意)この指針に基づき、各州が順次政令を改正する。各州の政令を随時確認のこと。
17	スペイン	・3月23日から6月21日まで、スペイン国民及びEU市民以外の第三国の国民(注:日本人を含む。)は、①EU又はシェンゲン協定加盟国の居住者で自己の住居に直接向かう者、②EU加盟国又はシェンゲン協定加盟国により発給された長期査証を有する者であり、その発給国に向かう者、③国境を越えて通勤する労働者、④医療従事者、⑤商品の運搬に従事する者、⑥外交団、⑦やむを得ない事情を文書により証明できる者等以外は、入国が拒否される。 ・5月15日0時から、緊急事態宣言有効の間、外国からの渡航者の14日間の自宅隔離措置を実施する。
18	イタリア	EU、シェンゲン協定加盟国、英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ及びバチカン以外の国・地域から入国する者あるいは、入国に先立つ14日間にこれらの国・地域に滞在した者について、空路・海路・鉄道・陸路を問わず、公共交通機関に乗る際に旅行目的、入国後の居所住所、交通手段及び連絡先を明確かつ詳細に記した宣誓書の提出を義務付けるとともに、症状の有無にかかわらず、保健当局への通報並びに宣誓書に記載した居所での14日間の自己隔離及び健康観察を義務付ける。また、症状を発症した場合には、保健当局に通報することを義務付ける。
19	オーストラリア	・豪州人、豪州永住者及びその直近の家族並びに同国在住のニュージーランド人を除き、全ての者の入国を禁止する(ただし、事前に乗り継ぎ便の予約を行い空港を出ることのないトランジットは可能。) ・全渡航者に対し、指定された施設における14日間の強制的な自己隔離を義務付ける。